

# 会 議 録

## 1 会議名

令和3年度第6回安塚区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### ○協 議（公開）

（1）「上越市過疎地域持続的発展計画（案）について」の諮問に対する答申について

（2）地域活動支援事業に係る課題等について

（3）安塚区地域協議会視察研修について

### ○諮 問（公開）

（1）船倉地域生涯学習センターの廃止について

### ○その他（公開）

## 3 開催日時

令和3年9月3日（金）午後7時14分から午後8時51分まで

## 4 開催場所

安塚区総合事務所 3階 301会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

・委 員：池田裕夫、池田康雄、石田ひとみ、小松光代、新保良一、中村真二

外立正剛、秦克博、松苗正二、松野修、山岸重正、吉野誠一

・事務局：安塚区総合事務所 岩野所長、大島次長、石川市民生活・福祉グループ長（併  
教育・文化グループ長）、本山班長、村松班長、萬羽主任

・社会教育課：宮崎参事、岩崎副課長

## 8 発言の内容（要旨）

### 【大島次長】

・会議の開会を宣言

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【松苗正二会長】

・挨拶

【大島次長】

本日の会議録の確認は、内規により松苗正二会長にお願いする。

条例第8条第1項の規定により、松苗正二会長から議長を務めていただく。

【松苗正二会長】

それでは、次第の進行順と異なるが、次第4 諮問事項（1）船倉地域生涯学習センターの廃止について、から議事を進めていく。担当課の社会教育課に説明を求める。

【社会教育課 宮崎参事】

資料N o. 3 及び参考資料に基づき、施設の利用状況や廃止をする理由等を説明。

【松苗正二会長】

担当課から説明があったが、何か御質問等あるか。

【吉野誠一委員】

船倉地域生涯学習センターから安塚B&G海洋センターへ指定避難所を変更することについて、地域から了承を得たという説明があったが、高齢化が著しい地域であり、安塚B&G海洋センターまでの移動距離は長く、現在の道路状況は必ずしも万全とは言えない。災害時、道路がどのような状況になるか分からない中、具体的にどのような移動手段を考えているのかお聞きしたい。

【岩野所長】

指定避難所について、ほかの町内会においても、避難所まで遠い状況が見られる。避難にあたっては、行政が責任を持って輸送を行う。道路が通行できる状況であれば、市のバスや避難者の人数に応じて自衛隊、警察に要請したうえで車両を手配する。道路が通行できない場合は、自衛隊等のヘリコプターによる輸送を考えている。

【松苗正二会長】

吉野委員、今ほどの回答でよろしいか。

【吉野誠一委員】

結構である。

【山岸重正委員】

ヘリコプターによる輸送という話があったが、船倉集落にヘリコプターが着陸できるような場所はあるのか。

**【岩野所長】**

ヘリコプターについては、ある程度の広さを確保できる場所であれば、どこでも着陸可能であり、また、着陸せずに吊り上げるという方法をとることも可能である。そのような方法で救助を行うということで御理解いただきたい。

**【松苗正二会長】**

山岸委員、今ほどの回答でよろしいか。

**【山岸重正委員】**

結構である。

**【松苗正二会長】**

ほかに御質問等あるか。

**【外立正剛委員】**

公の施設から外すということであるが、建物の維持管理について、どのように考えているのかお聞きしたい。

**【社会教育課 宮崎参事】**

条例を廃止すると、公の施設から外れ、行政財産から普通財産へ変更となる。その後、最終的には施設を除却することになるが、予算上の検討も必要であり、除却までの間は施設の適切な管理を行う。

**【外立正剛委員】**

承知した。

**【松苗正二会長】**

ほかに御質問等あるか。

**【吉野誠一委員】**

除却まで施設を適切に管理するという説明があったが、もう少し具体的にお聞きしたい。例えば、強風等で窓ガラスが割れた場合はすぐに修理するとか、雨漏りが発生した場合はすぐに修理するといったことである。通常、普通財産になると、ほとんどお金をかけないと思う。その点、どのように考えているかお聞きしたい。安塚区は、美しいまちを守っていこうということをして市内で初めて条例上うたった地域である。

**【社会教育課 宮崎参事】**

当課では同様の施設を60か所ほど保有している。その中には、今後も公民館として活用していくところや除却を待っているところもある。全体を見て、個々にすぐに対応するという事は難しい面もあるが、基本的な考え方として、近隣に住居があるなど、

現に危険が及んでいるところから優先的に対応していく。もし、船倉地域生涯学習センターで窓ガラスが割れるといった事態が発生した場合、状況を確認したうえで、窓ガラスを入れ替えるということは難しいかもしれないが、影響が生じないように対応させていただく。

**【吉野誠一委員】**

割れたままにしておくということか。それとも、コンパネか何かで応急処置をするのか。

**【社会教育課 宮崎参事】**

実際に吉川区で冬期間窓ガラスが割れた施設があった。現在使用していない施設であったため、窓ガラスを入れ替えることはせず、コンパネで塞いで施設の中に影響が生じないように対応している。

**【吉野誠一委員】**

景観上、それで大丈夫か。先ほども申し上げたとおり、景観条例をつくったところである。

**【社会教育課 宮崎参事】**

何をもって景観の良し悪しを判断するかは難しいところである。施設管理という面を考えると、まずは市民の安全に影響があるかどうか第一であり、常に景観を優先するのは難しいと考えている。施設管理をするうえで支障がないよう、対応していく。

**【松苗正二会長】**

ほかに御質問等あるか。

**【岩野所長】**

避難所の関係で補足の説明をさせていただく。有事の際、市が迎えに来てくれるのかという不安をまだお持ちのことと思うが、指定避難所までの輸送については、私個人の考えではなく、市としての方針であるということを御理解いただきたい。市では毎年様々な想定のもと防災訓練を実施している。参考に平成27年に板倉区で実施した訓練では、まず山あいの寺野地区というところの住民の皆さんが一時避難所へ避難し、災害が長期に及ぶことが想定されるため、そこから中心部の指定避難所である板倉農村環境改善センターに向けて市のバスや自衛隊の車両を使用して約500人を輸送するというものであった。そのように市で責任を持って輸送するということが御理解いただきたい。

**【松苗正二会長】**

ほかに御質問等あるか。

(質問なし)

船倉地域生涯学習センターについては、これまでも何度か説明いただいていることから、次回の地域協議会で答申を出すのではなく、本日答申を出してはどうかと考えているが、皆さんの御意見はいかがか。

【吉野誠一委員】

それはやめてもらいたい。前例になってしまう。次回まで待ってもらいたい。

【松苗正二会長】

ほかの委員の皆さんはいかがか。池田裕夫委員、いかがか。

【池田裕夫委員】

これ以上進展はないと思うので、私は本日答申を出してもよいと考えている。

【松苗正二会長】

池田康雄委員、いかがか。

【池田康雄委員】

答申は次回がよいと思う。

【松苗正二会長】

小松委員、いかがか。

【小松光代委員】

特に問題がなければ、本日答申を出してよいと思う。

【松苗正二会長】

採決をとらせていただく。答申は次回の地域協議会へ持ち越した方がよいと考える方は挙手をお願いする。続いて、本日でもよいと考える方は挙手をお願いする。

(「本日でもよい」多数)

採決の結果、本日答申を出すこととする。

【山岸重正委員】

私は船倉集落の住民であるが、施設を除却するのであれば、できる限り速やかに除却するよう求める附帯意見を付けてもらいたい。

【松苗正二会長】

それは市の予算の関係もあると思うが。

【山岸重正委員】

予算の有無に関わらず、附帯意見として付けてもらいたい。

**【松苗正二会長】**

それでは答申の内容について協議する。附帯意見を付けた方がよいと考える方はいるか。

**【吉野誠一委員】**

本日答申を出すことに決定したので、その点について異論はないが、これが前例になってしまっては困る。1週間ほど前に資料をもらい、その後の地域協議会ですぐに答申を出すということを前例にしないかどうか、確認をお願いしたい。

**【松苗正二会長】**

そのようにしたいと思う。本件については、協議の結果、これまで何度か説明いただいている案件であり、本日答申を出してもよいという結論になったということである。

附帯意見について、山岸委員から速やかに除却するよう求める附帯意見を付けてもらいたいという御意見があった。それを附帯意見として付けたうえで、地域住民の生活に支障はないとの答申を出してよろしいか。

（「はい」の声多数）

以上で船倉地域生涯学習センターの廃止についての諮問は終了とする。ここで、社会教育課の職員は退席となる。

（社会教育課職員退席）

続いて次第3協議事項（1）「上越市過疎地域持続的発展計画（案）について」の諮問に対する答申についての協議に移る。事務局に説明を求める。

**【萬羽主任】**

資料No. 1及び参考資料に基づき、事前に実施した委員の意見交換の内容を踏まえて作成した答申書（案）について説明。

**【岩野所長】**

答申書（案）における附帯意見に関して、1点報告させていただく。附帯意見の1件目の2行目に「過疎地域以外の地域が関連する事業へ過疎対策事業債を充当しないよう求めます。」という記載がある。私としては、過疎地域以外の地域に過疎対策事業債を充当することはないという認識を持っていたため、自治・地域振興課及び財政課へ確認させてもらった。財政課の回答は、市では、これまで過疎地域以外の地域で実施する事業に対して過疎対策事業債を充てたことはないというものであった。その理由は、受益の算出が困難なためということである。例えばオーレンプラザで一時預かりの事業を実施する場合、過疎地域に住む方も利用するかもしれないが、受益を算出することは現実的

に難しく、財政課としては、過疎対策事業債を充てることはできないと考えているということであった。厳密に言うと、制度上は、受益を算出すれば充てることも可能な制度になっているが、現実的には難しいということである。

この回答の内容も踏まえ、附帯意見として付けるかどうか改めて御検討いただきたい。

**【松苗正二会長】**

事務局から説明があったが、何か御質問等あるか。

**【吉野誠一委員】**

先日の意見交換の中で総括を求めるといった意見があった。今回の計画の計画変更に係る問題ではなく、参考資料にも記載されている前期計画の上越市過疎地域自立促進計画に対する総括のことである。その総括があって、今回の上越市過疎地域持続的発展計画につながるものだと思っている。その部分を附帯意見に加えてほしい。最初にこれを入れてもらわなければいけないと思う。

**【岩野所長】**

附帯意見の文言については、本日の協議において、確定していただきたい。

**【吉野誠一委員】**

後段の「地域協議会や地域住民等に対し、その結果及び変更内容を説明するよう求めます。」という部分はそのままで構わない。参考資料に記載のとおり、「前期計画（上越市過疎地域自立促進計画）の総括の提示を求めます。」という意見を付け加えていただきたい。

**【岩野所長】**

その点に関しては、皆様で協議のうえ、最終的な附帯意見の内容をまとめていただきたい。

**【吉野誠一委員】**

承知した。

**【松苗正二会長】**

ほかに御意見のある方はいるか。

**【外立正剛委員】**

吉川区等の地域協議会委員との有志により実施した勉強会の中では、これまでどのようなところに過疎対策事業債を充ててきたのが分かるよう、示してもらいたいという意見があった。安塚区地域協議会としてもそのような意見を入れてもらった方が良いと思う。

**【松苗正二会長】**

ほかに御意見のある方はいるか。池田裕夫委員、いかがか。

**【池田裕夫委員】**

吉野委員と外立委員の意見は同じことであったと思う。附帯意見については、最初に前期計画の総括の提示を求める意見を付け加えた方がよい。

**【松苗正二会長】**

秦委員、いかがか。

**【秦克博委員】**

前期計画の総括の提示を求めるという意見を付け加えればよいと思う。

**【松苗正二会長】**

松野委員、いかがか。

**【松野修委員】**

皆さんの意見のとおりでよいと思う。

先ほど岩野所長から、原則として過疎地域以外の地域に過疎対策事業債を充当することはないという説明があった。1点目の附帯意見について、後段の「過疎地域以外の地域が関連する事業へ過疎対策事業債を充当しないよう求めます。」という部分をそのまま残すのか、協議が必要であると思う。

**【松苗正二会長】**

岩野所長から、過疎対策事業債は過疎地域にのみ充当するという説明があった。答申書（案）に記載の「過疎地域以外の地域が関連する事業へ過疎対策事業債を充当しないよう求めます。」という部分について、残した方がよろしいか。

**【吉野誠一委員】**

この点について、先日話し合った中では、過疎地域が今一番困っているのであるから、過疎地域に限定して満額過疎対策事業債を使ってほしいという思いが根底にあったと思う。そこで、オーレンプラザの子育て支援やものづくり支援事業に使わないよう、附帯意見を付けるべきということになっていた。制度上、過疎地域以外の地域に充当することが認められているということになると、受益の算出さえできてしまえば、いつでも充当されてしまうという懸念がある。附帯意見に入れた方がよいと思う。

**【岩野所長】**

附帯意見に入れて答申した場合、恐らく先ほど私が説明した内容と同様の回答が来ることになる。財政課がそのように考えているので、今後も過疎地域以外の地域に過疎対

策事業債を充当することはない。

【吉野誠一委員】

しかし、前期計画では、子育て支援事業に充当していた。

【岩野所長】

充当していない。

【吉野誠一委員】

ソフト事業に充当しているという説明ではなかったか。

【岩野所長】

ハード事業にもソフト事業にも充当していないことを確認している。

その点については、第5回地域協議会で御質問があったと思うが、自治・地域振興課から8月23日付け文書により回答が来ており、皆様にも配布させていただいている。ハード事業にもソフト事業にも充当していない。

【吉野誠一委員】

それが確認できているのであれば、その部分は削除してもらってもよいと思う。

【松苗正二会長】

それでは、「過疎地域以外の地域が関連する事業へ過疎対策事業債を充当しないよう求めます。」という部分は削除し、「区によりそれぞれ抱えている事情が異なるため、区ごとの計画を策定するよう求めます。」という内容に変更してよろしいか。

【吉野誠一委員】

「過疎地域以外の地域が関連する事業へ過疎対策事業債を充当しないよう求めます。」という部分は削除し、「過疎地域に満額過疎対策事業債を充当するよう求めます。」という文言を付け加えてはどうか。

【松苗正二会長】

過疎地域以外には充当しないと言っているのであるから、意味は同じではないか。

【吉野誠一委員】

制度上認められているのであるから、算定根拠さえ出せば充当されてしまう。その余地がある。

【岩野所長】

制度上はそのような説明になってしまうが、現実的には困難である。

【松野修委員】

削除してよいのではないか。

**【吉野誠一委員】**

皆さんの判断にお任せする。

**【松苗正二会長】**

その部分を削除すると、「区によりそれぞれ抱えている事情が異なるため、区ごとの計画を策定するよう求めます。」という意見になるが、それでよろしいか。

（「はい」の声多数）

次に2点目の意見について、総括という記載があるが、総括は前期計画（上越市過疎地域自立促進計画）についての総括が必要であるという御意見があった。「前期計画（上越市過疎地域自立促進計画）の総括の提示を求めます。」という意見を付け加え、計3点の附帯意見を付けるということによろしいか。

**【吉野誠一委員】**

もう1点お願いしたい。適当という方向で答申を出すことになると思うが、この3点の附帯意見に記載されている内容の履行を条件とするというふうに入れてもらえないか。

**【松苗正二会長】**

附帯意見であり、この3点が安塚区地域協議会としての意見であるということによいのではないか

**【吉野誠一委員】**

履行を条件とするということである。

**【松苗正二会長】**

履行するかどうかは市の判断によると思う。

**【吉野誠一委員】**

履行してもらわないと困るから言っている。

**【松苗正二会長】**

吉野委員から、附帯意見の内容を履行することが条件であるという文言を付け加えるべきという御意見があった。新保委員、いかがか。

**【新保良一委員】**

それでよいと思う。

**【松苗正二会長】**

中村委員、いかがか。

**【中村真二委員】**

入れなくてもよいと思うが、少し判断に迷う。

**【松苗正二会長】**

これまでの協議の結果、3点の附帯意見を付けるということについては、考えが一致したと思う。さらに3点の附帯意見の内容を履行することが条件であるという文言を加えるべきだと吉野委員から御意見があった。この文言を入れた方がよいと考える方は挙手をお願いします。次に入れなくてもよいと考える方は挙手をお願いします。

（「入れなくてもよい」多数）

それでは、その文言は入れず、3点の附帯意見を付けることとする。

協議の結果、附帯意見の内容に変更が生じたので、事務局から報告をお願いします。

**【萬羽主任】**

本日協議いただいた結果、3点の附帯意見を付けたうえで「地域住民の生活に支障はないものと認めます。」と答申することとなったので報告する。

1点目として、参考資料に記載の「前期計画（上越市過疎地域自立促進計画）の総括の提示を求めます。」という附帯意見を追加することとなった。

2点目は、「区によりそれぞれ抱えている事情が異なるため、区ごとの計画を策定するよう求めます。」ということで答申書（案）の内容が一部変更になっている。

3点目は、「計画変更を行う場合は、地域協議会や地域住民等に対し、その結果及び変更内容を説明するよう求めます。」ということでこちらも答申書（案）の内容が一部変更になっている。

以上3点で決定としてよいかどうか、御意見をいただきたい。

**【松苗正二会長】**

今ほど報告があった内容について、御意見のある方はいるか。

**【吉野誠一委員】**

「その結果及び変更内容を説明するよう求めます。」の前に「あらかじめ」という文言を付け加えた方がよいのではないかと。計画をつくってから説明されても困る。

**【松苗正二会長】**

吉野委員から御意見があったが、「あらかじめ」という文言を付け加えてよろしいか。

（「はい」の声多数）

**【松野修委員】**

「あらかじめ」ではなく、「事前に」の方がよいのではないかと。

**【吉野誠一委員】**

どちらでも構わない。

**【松苗正二会長】**

「あらかじめ」ではなく、「事前に」の方がよいという御意見があったが、「事前に」を付け加えることとしてよろしいか。

（「はい」の声多数）

**【萬羽主任】**

3点目は、「計画変更を行う場合は、地域協議会や地域住民等に対し、事前にその結果及び変更内容を説明するよう求めます。」ということではよろしいか。

（「はい」の声多数）

**【松苗正二会長】**

ほかに御意見のある方はいるか。

（意見なし）

それでは、今ほど事務局から報告のあった附帯意見を付けたうえで、「地域住民の生活に支障はないものと認めます。」という答申を行うこととしてよろしいか。

（「はい」の声多数）

**【大島次長】**

附帯意見の3点目について、「変更前の計画を総括したうえで」という文言を削除したことにより、「計画変更を行う場合は、地域協議会や地域住民等に対し、事前にその結果及び変更内容を説明するよう求めます。」という内容に変更となっているが、「その結果」という文言の意味が分からなくなっている。改めて案を申し上げる。1点目に前期計画の総括を求める旨の附帯意見を付けているため、3点目は、「計画変更を行う場合は、地域協議会や地域住民等に対し、事前に変更の内容を説明するよう求めます。」という内容に変更してよいかどうか、今一度御検討いただきたい。

**【松苗正二会長】**

大島次長から説明のあった内容ではよろしいか。

（「はい」の声多数）

それでは、その内容で答申を行う。

以上で「上越市過疎地域持続的発展計画（案）について」の諮問に対する答申についての協議は終了とする。

続いて、協議事項（2）地域活動支援事業に係る課題等についての協議に移る。事務局に説明を求める。

**【萬羽主任】**

資料N o. 2に基づき、地域活動支援事業に係る課題等について、事前に委員から回答のあった意見の集計結果等を説明。

**【松苗正二会長】**

事務局から説明があったが、御質問等あるか。

(質問なし)

資料N o. 2については、各委員から挙げられた御意見を集計し、事務局の方で協議を要する事項と要しない事項に暫定的に振り分けたものということである。協議を要しない事項に挙げられている中で、協議をすべきと考えるものがある方はいるか。協議を要しない事項に挙げられているものについては、協議しないこととしてよろしいか。

(「はい」の声多数)

それでは、協議を要する事項について、順番に協議していく。まず、2 安塚区の採択基本方針について、「①配分額が決まっている中、新規事業が採択された場合、補助希望額に対して少しでも多く助成できるようにするためにも助成回数の制限を設ける必要があると思う。」という御意見が挙げられている。これについて御意見のある方はいるか。中村委員、いかがか。

**【松野修委員】**

①と②は同じ内容ではないか。

**【松苗正二会長】**

①と②をあわせての御意見で構わない。

**【中村真二委員】**

私も助成回数の制限があった方がよいと思っている。今も同じかは分からないが、ほかの区で助成回数の制限を設けているところもあるという説明を聞いたことがある。毎年補助金に頼り、補助金なしでは成立しないという内容のものは、本来の地域活動支援事業の趣旨にそぐわないと考えている。3回までなど、制限があってもよいと思う。現状、そのような助成回数の制限を設けている区があるかどうか、情報を教えてもらえるとありがたい。

**【萬羽主任】**

参考いくつか紹介させていただく。例えば、高田区では、補助率100パーセント以内となっているが、「令和3年度の事業内容を令和2年度の採択事業と比較して、同一事業として判断し、採択された場合は継続事業となり、補助金希望額から5パーセント

が減額される。また、同様に令和元年度から継続は10パーセント、平成30年度から継続は15パーセントが減額される。」という条件が定められており、同一事業について補助率の制限を設けている。また、大島区では、同一団体による同一事業は3回までという助成回数の制限を設けている。

**【松苗正二会長】**

助成回数の制限について、中村委員から御意見があったが、何をもって同一事業とするかの判断は非常に難しいと思う。例えば、安塚スキークラブからワックスの購入を事業内容に含む事業が毎年提案されているが、そういったものであれば同一事業と判断して助成回数を制限することは可能かもしれない。しかし、町内会や自治会からの提案について、提案団体名が同じというだけで同一事業と判断することはできない。どのような場合に同一事業と判断するのか、協議が必要である。

**【吉野誠一委員】**

助成回数の制限を設ける方向に空気が流れているが、基本的に地域活動支援事業は手挙げ方式であり、区内の団体であれば、誰でも手を挙げる事が出来るはずである。同じ団体だから、同じ事業を続けているからと言って、それを制限する権限が地域協議会にあるのか。

**【松苗正二会長】**

地域協議会として、協議の結果、自助努力が不十分であると考えられる団体に対して制限を設けることは可能である。新規事業が採択された場合にそのような助成回数の制限を設ける必要があるかどうか、今協議しているところである。

**【吉野誠一委員】**

①と②を一緒に協議しているのではないか。

**【松苗正二会長】**

①と②を一緒に協議している。新規事業が出てきた場合にそのような制限を設ける必要があるかどうかということである。同じ事業が続けて提案された場合であっても、提案事業数が少なければ、その事業を採択することも必要であるが、新規事業が多数あり、補助希望額の合計が配分額を超える場合には、助成回数の制限を設けるという考え方もあってよいと思う。助成回数の制限を設けるか、これから協議をする中で決定したい。

**【新保良一委員】**

そのような思いから、私が①の意見を記載した。今年度もそうであったが、提案事業数が多く、配分額を超えるケースは今後も想定される。新しく事業をしようと考えて提

案する団体に対して、少しでも多く助成できるよう、同じ事業については助成回数の制限を設ける必要があると思う。審査の視点の中に自立性という文言もある。

**【松野修委員】**

原則助成回数の制限は設けるべきでないと思う。一生懸命頑張ろうと手を挙げてくれた団体で、採点の結果、15点以上となったものは、全て採択すべきである。配分額を超えた場合は、協議により採択額を調整すればよい。

**【松苗正二会長】**

制限は設けないということか。

**【松野修委員】**

そうである。一生懸命頑張っている団体が補助を希望しているのであるから、制限すべきでない。

**【吉野誠一委員】**

審査する中で補助希望額から減額することは可能であるが、地域活動支援事業は区内の団体であれば、誰でも手を挙げられることになっている。どんな基準で制限を設けるのか知らないが、権限の濫用にあたるのではないか。

**【池田裕夫委員】**

回数の制限を設ける場合、同じ事業を続けている団体は、何年か経てばまた提案できるのかという話も出てくる。私も回数の制限を設けることは権限の濫用であると思う。同じ事業であっても、事業内容を基に採択額をいくらとするか、審査の中で協議していけばよい。

**【小松光代委員】**

私も池田裕夫委員の意見と同じで回数の制限を設ける権限は地域協議会にないと思う。回数よりも提案内容が地域活動支援事業にふさわしいかどうかという観点から、採択事業と採択額を決めていくべきである。毎年同じ事業だからダメであるというふうには言えない。

**【新保良一委員】**

おっしゃることはもっともであると思うが、自立させることも地域協議会の務めであると思う。

**【池田裕夫委員】**

自立性という文言もあるが、自立しなければダメであるということではないと思う。やはり内容が重要である。自立性はなくても、地域のために必要な事業もあると思う。

自立性をあまり強調する必要はないのではないかと。

**【山岸重正委員】**

事業の内容が重要という意見があったが、それは各委員の採点で出てくるものだと思う。吉野委員が言われたとおり、地域活動支援事業は手挙げ方式であるから、同じ事業が提案されても仕方ないと思う。結局は提案内容を基に審査し、判断していくしかない。助成回数の制限を設けるのは絶対に反対である。私は現行どおりでよいと考えている。各自採点するのであるから、その中で判断していけばよい。

**【外立正剛委員】**

助成回数の制限を設ける必要はないと思う。

イベントの実施を内容とする事業で次年度以降につながっていない事業もあり、何回か提案されている事業は一生懸命継続しているという風に捉えることもできる。結果が表れていないのが残念に感じる。名前を変えて同じような事業をしているものもある。例えば、灯ろうまつりについて、団体名は変わっているが、事業の内容自体は同じである。また、散策マップなどを作成した事業もあったが、その後どうなっているのか、結果が見えてこない。

一生懸命活動している団体は何回提案しても認めるべきであり、回数の制限を設ける必要はない。活動が継続してないことの方が問題である。

**【松苗正二会長】**

秦委員、いかがか。

**【秦克博委員】**

私は現行通りでよいと回答した。回数の制限を設ける必要はない。

**【松苗正二会長】**

ここまで御意見を伺っていると、回数の制限を設ける必要はないという意見が多いように感じる。

提案団体の中には、頑張って自主努力をしている団体と自主努力をしているかという質問をしてもしっかりとした回答が返ってこない団体もある。そういった部分も今後皆さんが採点していただく際に考慮していただきたいと思う。

それでは、2 安塚区の採択基本方針に係る協議を要する事項①、②について、助成回数の制限を設けず、現行どおりでよいと考える方は挙手をお願いする。

(挙手多数)

現行どおりとする。

次に3 プレゼンテーション・採点・審査方法についての協議に入る。協議を要する事項として①から③の3点が挙げられている。1点目が「①プレゼンテーションから採点までの時間が短すぎるので、審査方法の見直しが必要である。市の予算の関係上、やむを得ないところもあるが、公平な審査をするためには、もう少し時間が欲しい。」という御意見である。可能であれば、この御意見を記入された方に説明をお願いしたい。

**【池田裕夫委員】**

私である。プレゼンテーション終了後、その日のうちに採点することになっている。全体のバランス等も考慮するためにできれば1週間くらい時間が欲しいと思い、記入した。

**【松苗正二会長】**

池田裕夫委員から御意見をいただいたが、ほかに御意見のある方はいるか。

**【松野修委員】**

特に困らなかったので現行どおりでよいと思う。

**【池田康雄委員】**

あらかじめ事業提案書を確認し、その後書面による質疑回答の機会もあるので、現行どおりでよいと思う。以前は書面による質疑回答の機会がなく、プレゼンテーションの際の質疑回答のみであったため、採点にも苦勞していたが、現在はそういった機会を設けてもらっているので問題ない。

**【松苗正二会長】**

ほかに御意見のある方はいるか。

**【山岸重正委員】**

地域活動支援事業が始まった当時は、プレゼンテーションを実施していなかったと思う。プレゼンテーションをしない方が自分なりに考えることができ審査しやすい気がするが、やはり直接提案団体から話を聞くのが一番であると思う。一応プレゼンテーションを実施するかどうか、改めて検討してもらってもよいかもしれない。

**【松苗正二会長】**

プレゼンテーションについては、安塚区地域協議会として実施するという方針を前期の地域協議会においても確認してきたので、今後も実施するという前提で考えていただきたい。プレゼンテーションは時間が限られてしまう面もあるが、池田康雄委員が言われたとおり、書面による質疑回答の機会もあるので、提案団体の生の声を聞く機会というふうに捉えていただきたい。今後もプレゼンテーションを実施することに賛成の方は

挙手をお願いします。

(挙手多数)

それでは次年度以降もプレゼンテーションを実施し、プレゼンテーション終了後に採点を行うという現行の審査方法を継続とする。

2点目として、「②採点の結果、点数が低い事業についても即不採択にするのではなく、点数はあくまでも参考として、全提案を議論した方がよいと思う。」という御意見が挙げられているが、これについて御意見のある方はいるか。

【山岸重正委員】

これは採点基準を決めているのだから仕方ないと思う。現行どおりでよい。

【中村真二委員】

この意見を記入したのは私である。現行の基準を変えるかどうか議論する場が今であると思ったので、別に問題ないのではないか。せっかく一生懸命提案してくれた事業が点数のみであっさり不採択となってしまうのはもったいないと感じることがあり、記入した。提案団体に対して、しっかり議論したということを伝えたいという結果を知らせる方が真摯な対応であると思う。

【松苗正二会長】

この点についてもこれまで議論してきた覚えがある。不採択となった事業についても委員の意見などを伝えてもらいたいということであったと思う。ほかに御意見のある方はいるか。吉野委員、いかがか。

【吉野誠一委員】

採点した結果、採択するにあたらぬということであり、現行どおりでよいと思う。次回提案する時はもう少し計画を練ってもらいたいというふうに考えている。

【松苗正二会長】

採点の結果、点数が低い事業についても即不採択にするのではなく、全提案を議論した方がよいと考える方は挙手をお願いします。次に現行どおりでよいと考える方は挙手をお願いします。

(「現行どおりでよい」多数)

それでは、現行どおりとする。

次に3点目として、「③配分額を超えた場合、一律減額などの公正な審査方法とすべきである。」という御意見が挙げられている。この御意見を記入された委員の御説明をお聞きしたい。

**【吉野誠一委員】**

誰が記入したかを確認する必要はないと思う。

**【松苗正二会長】**

責めるつもりではなく、記入された方の御意見をお聞きしたいと思ったまでである。  
記入された方でなくてもよいので、これについて御意見のある方はいるか。

**【中村真二委員】**

私が記入したわけではないが、意見を述べる。配分額を超えた場合、どこかを削らなければならないが、一律減額するのはかえって公正でないと思う。あくまで協議したうえで事業ごとに判断すべきである。

**【松野修委員】**

賛成である。

**【吉野誠一委員】**

そのとおりだと思う。

**【松苗正二会長】**

一律減額でなく、現行どおりでよいと考える方は挙手をお願いする。

(挙手多数)

現行どおりとする。協議を要する事項は以上である。

**【萬羽主任】**

本日協議いただいた結果、審査のルール等で見直しとなった事項はなかった。本日の協議結果を踏まえ、年明け頃に次年度の募集要項や審査のルール等の事務局案を作成してお示しする予定であるので、そこで改めて確認いただきたい。

**【松苗正二会長】**

今ほど事務局から説明があったとおり、年明け頃に次年度の募集要項や審査のルール等を改めて確認する機会があるということですのでよろしくお願ひしたい。

続いて、協議事項(3)安塚区地域協議会視察研修についての協議に移る。4月に確認した年間活動計画において、8月または9月に視察研修について協議を行うこととしていた。まず、今年度視察研修を実施するかどうか、協議を行いたい。御意見のある方はいるか。

**【中村真二委員】**

今年度は無理であると思う。

【松苗正二会長】

ほかに御意見のある方はいるか。

【吉野誠一委員】

1 2 人も的人数が訪問することを視察先が受け入れてくれるのか。

【松苗正二会長】

それは分からない。

【吉野誠一委員】

時節柄無理である。

【松苗正二会長】

今年度は視察研修の実施を見送るということによろしいか。

(「はい」の声多数)

昨年度、これまで地域活動支援事業で採択された事業の現状確認を兼ねて視察を実施したが、それについてはいかがか。

【山岸重正委員】

しばらくやめた方がよい。

【松苗正二会長】

それでは、視察研修は一切実施しないということによろしいか。

【池田裕夫委員】

地域協議会委員が視察に行くのではなく、外部の方に地域協議会へ来てもらうという  
ことはできないものか。

【吉野誠一委員】

大勢で来てもらっては困る。

【池田裕夫委員】

大勢でなくてもよい。

【山岸重正委員】

今は自粛した方がよい。

【萬羽主任】

参考までに事務局からほかの区の状況を報告させていただく。大島区では、視察研修  
を実施しない方針が決定したと聞いている。浦川原区でも視察研修を実施しない方針が  
決定しており、その代わりに外部から講師を招いての研修を11月に実施する方向で検  
討中ということである。牧区では、今のところ10月下旬から11月上旬にかけて市内

で視察研修を実施する予定となっており、今後開催する地域協議会の中で改めて検討するということであった。

【松苗正二会長】

ほかの区では視察研修を実施せず、講師を招いて研修を行うところもあるということであった。これについて御意見のある方はいるか。

【中村真二委員】

何か適したテーマがあれば、勉強会みたいなものを実施してもよいと思う。

【松苗正二会長】

ほかに御意見のある方はいるか。

【山岸重正委員】

私はもう少し自粛すべきであると思う。講師を呼べば、結局参加者が地域協議会委員だけでは収まらなくなる。

【松苗正二会長】

そうとは限らない。私自身の意見ではないが、新市長を招くという御意見もある。

【吉野誠一委員】

なぜ、新市長を招くのか。

【松苗正二会長】

今後の市政運営等についてお考えを聞くのは大切であると思う。市長でなくてもよいと思うが。

【山岸重正委員】

せっかく講師を呼んで研修会を開催するとなれば、本来は地域協議会委員以外にも参加を呼び掛ける必要があると思う。

【松野修委員】

今年度はやめた方がよい。

【松苗正二会長】

講師を招いての講演会、研修会について、今年度は見合わせた方がよいと考える方は挙手をお願いしたい。

(挙手多数)

それでは、今年度は視察研修及び研修会を一切実施しないこととする。

以上で安塚区地域協議会視察研修についての協議は終了とする。

次に安塚区地域協議会としての審議内容について、確認を行う。事前に事務局へ審議

依頼書の提出はあったか。

【大島次長】

事前の提出はない。

【松苗正二会長】

今回審議依頼書の提出はなしということで、審議依頼事項がある場合は、また次回協議会開催日の1週間前までに事務局へ提出をお願いしたい。

次に次第6その他(1)次回協議会の開催日について確認する。今回「上越市過疎地域持続的発展計画(案)について」の諮問に対する答申について協議したところであるが、答申に対しての市からの回答が9月末頃を目途に示される予定である。回答について、次回地域協議会の中で報告いただきたいと思う。10月6日(水)から8日(金)辺りで開催できればと考えているが、皆様の御都合はいかがか。

【中村真二委員】

その3日間の中で決めるということか。

【松苗正二会長】

調整がつかなければそれ以外の日でも構わない。

【中村真二委員】

7日(木)と8日(金)は都合が悪い。

【松苗正二会長】

農繁期の関係もあると思うが、ほかに御都合の悪い方はいるか。

【山岸重正委員】

10月になればいつでも構わない。

【松野修委員】

夜なので問題ない。

【松苗正二会長】

それでは10月6日(水)開催でよろしいか。

(「はい」の声多数)

次回第7回地域協議会は10月6日(水)午後7時から開催する。答申に対する回答についての報告は、担当課の自治・地域振興課から直接説明いただいた方がよろしいか。

【山岸重正委員】

申し訳ないが、10月6日(水)は都合が悪かった。私は欠席をお願いしたい。

**【吉野誠一委員】**

全員の都合を合わせるのは難しいため、仕方がないと思う。

**【松苗正二会長】**

それでは、先ほど確認したとおり、10月6日（水）午後7時から開催する。

答申に対する回答についての報告は、担当課の自治・地域振興課から直接説明いただくよう、事務局を通して依頼した方がよろしいか。希望がなければ、文書による回答となる。

**【吉野誠一委員】**

地方自治法第202条の7において、市長は地域協議会の意見を勘案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならない、と定められている。つまり、地域協議会の意見に法的な拘束力はないが、市長は勘案する義務を負っているのである。答申に対する回答について、しっかりと報告してもらわなければならないはずである。

**【松苗正二会長】**

来てもらいたいということか。

**【吉野誠一委員】**

しっかりと説明してもらいたい。

**【松苗正二会長】**

吉野委員から御意見があったが、皆様もそれでよろしいか。

（「はい」の声多数）

それでは、10月6日（水）の地域協議会については、自治・地域振興課から来てもらって説明いただきたいと思うので、事務局の方で調整をお願いする。

**【萬羽主任】**

松苗会長から説明いただいたとおり、今のところ答申に対する回答が9月末に示される予定である。万が一、その予定がずれ込むようであれば、事務局から皆様へ連絡し、再度日程調整を依頼する場合もあるということでお承知おきいただきたい。

**【松苗正二会長】**

承知した。以上で議事は終了した。

ほかに連絡事項等あるか。

（連絡事項なし）

**【松苗正二会長】**

会議の閉会を宣言

9 問合せ先

安塚区総合事務所総務・地域振興グループ TEL : 025-592-2003 (内線 23)

E-mail : [yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。